令和 7年度

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)が処分された各月毎の数量

単位:ton

区	分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総合計
1号炉	焼却量	748.81	768.37	709.41										2,226.59
	焼却量	753.19	699.89	698.22										2,151.30
合計划	尭却量	1,502.00	1,468.26	1,407.63							·			4,377.89

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、バグフィルタ入口燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(全ての日平均値の月平均値)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
燃焼室中の 燃焼ガス温	1号炉	956	939	933										943
燃焼ガス温 度[℃]※1	2号炉	966	956	946										956
バグフィルタ入 口燃焼ガス	1号炉	210	207	209										209
ロ 燃焼ガス 温度[℃]※2	2号炉	202	205	199										202
排出ガス中 のCO濃度 [ppm]※3	1号炉	2	0	0										1
	2号炉	0	0	0										0

※1 フロー図上の①にて測定

※2 フロ一図上の②にて測定

※3 フロー図上の③にて測定

3. ばい煙濃度又はばい煙濃度測定結果

区	 分	規制	規制値		1号	异炉	2 号 炉	
	<i>ח</i>	法定規制	自主基準値	単位	1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取	した年月日		\setminus	\setminus	R7.5.8		R7.5.9	
結果の得られ	た年月日			/	R7.5.23		R7.5.23	
ばいじん濃度	₹ ※ 4	0.15以下	0.02以下	g∕m³N	0.002未満		0.003未満	
硫黄酸化物		4823以下	4823以下	ppm	19		12	
窒素酸化物	濃度※4	250以下	250以下	ppm	140		98	
塩化水素濃	度※4	430以下	250以下	ppm	69		46	

^{※4} フロー図上の④にて測定

4. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区分	規制値		単位	 1号炉	2号炉
	法定規制	自主基準値	中四	1 5 %	2 5 N
排ガスを採取した年月日			\setminus		
結果の得られた年月日		\setminus	\setminus		
排ガス中のダイオキシン類濃度※4	5以下	0.5以下	ng-TEQ/m³N		

^{※4} フロ一図上の④にて測定

5. 冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った日

1号炉

_	1 <i>'</i> 7 <i>N</i> '		
	冷却設備	回数	実施日
	ガス冷却室 減温塔	1回目	
	減温塔	2回目	

2号炉

冷却設備	回数	実施日
ガス冷却室	1回目	
減温塔	2回目	

6. 集じん固化灰 溶出量有害物質測定結果(重金属類を含む)

測定結果が得られた年月日:

	甘 淮 店	採取日	
測定項目	基準値	測 定 値	単位
水銀又はその化合物	0.005以下		mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと		mg/l
カドミウム	0.3以下		mg/l
鉛又はその化合物	0.3以下		mg/l
有機りん	1.0以下		mg/l
六価クロム	1.5以下		mg/l
砒素又はその化合物	0.3以下		mg/l
シアン化合物	1.0以下		mg/l
PCB	0.003以下		mg/l
トリクロロエチレン	0.3以下		mg/l
テトラクロロエチレン	0.1以下		mg/l
ジクロロメタン	0.2以下		mg/l
四塩化炭素	0.02以下		mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04以下		mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1.0以下		mg/l
シスー1,2ージクロロエチレン	0.4以下		mg/l
1,1,1ートリクロロエタン	3.0以下		mg/l
1,1,2ートリクロロエタン	0.06以下		mg/l
1,3ージクロロプロペン	0.02以下		mg/l
チウラム	0.06以下		mg/l
シマジン	0.03以下		mg/l
チオベンカルブ	0.2以下		mg∕ℓ
ベンゼン	0.1以下		mg/l
セレン又はその化合物	0.3以下		mg/l
ふっ素及びその化合物	24以下		mg/l
ほう素及びその化合物	30以下		mg/l
1,4ージオキサン	0.5以下		mg/l

[※] 法定基準値の欄中「検出されないこと」とは、「昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3」の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

定量限界:アルキル水銀=0.0005mg/l